

信州大学医学部、長野県工科短期大学校及び長野県南信工科短期大学校の
連携に関する協定書

信州大学医学部、長野県工科短期大学校及び長野県南信工科短期大学校（以下「三者」という。）は、教育、研究、地域社会との連携等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三者が包括的な連携のもと、さらなる発展を目指し、教育、研究、地域貢献、産学官連携の各方面にわたって幅広く協力し、社会にその成果を還元し、学術及び産業の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 三者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 学生の教育に関すること。
- 二 学術研究に関すること。
- 三 地域貢献及び産学官連携に関すること。
- 四 その他三者が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期限は、締結日から令和6年3月31日とし、協定の継続については三者が協議して定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、三者が協議して定めるものとする。

この協定書は3通作成し、三者が記名の上、各自その1通を保管するものとする。

令和5年2月20日

信州大学医学部長

中山淳

長野県工科短期大学校長

岡本正行

長野県南信工科短期大学校長

武田三男